

## 議員発議案第3号

### 性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す「魂の殺人」と言われる深刻な犯罪である。その悪質性、重大性に対し、平成29年6月の刑法一部改正において、強姦罪を強制性交等罪に名称変更し、懲役の下限を3年から5年に引き上げ、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、性犯罪に関する規定の画期的な見直しが行われた。

この法改正にあたり、改正の目的を実現するために政府および最高裁判所に格段の配慮を求める附帯決議が衆参両院で採択され、附則においても、施行後3年を目途として施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされた。

現在、法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」が論点整理を終え、具体的議論に入っているが、刑法を性被害の実態に即したものに改正し、関連法整備や性被害者支援施策の強化を早急に行うことが必要であると考えます。

よって、国会及び政府においては、性被害の実態に即した制度実現のため、性交同意年齢の引き上げなど、性犯罪に関する刑法のさらなる改正を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
総 務 大 臣	武 田 良 太 殿
法 務 大 臣	上 川 陽 子 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 殿
国家公安委員会委員長	小 此 木 八 郎 殿